

衆議院環境委員会
平成15年5月23日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

- 1 特定産業廃棄物に係る支障の除去等に当たっては、不法投棄行為者や排出事業者等にモラルハザードが生じないよう、原状回復責任の追及に遺漏なきを期することが重要であり、そのため措置命令の発出を十分に検討するよう都道府県等に求めるとともに、これを推進するための技術的支援等を講じること。
- 2 都道府県等による実施計画の策定に当たっては、不法投棄行為者や排出事業者等に対する措置を、透明性と客観性を確保しつつ検証し、当

該都道府県等の責任を明確にするよう求める
こと。

- 3 廃棄物の不法投棄地周辺に対する環境調査を徹底し、住民の不安解消に努めること。
- 4 全国の最終処分場の残存容量及び不適正処理廃棄物の実態等に関する正確な基本データを整備し、公表すること。
- 5 特定支障除去等事業については、全国的な施策の展開の観点から実施を優先すべきもののメルクマールを明らかにすること。
- 6 本法が10年間の限時法であることを踏まえ、対策の進捗状況と処理の見通しについて、機会を捉えて公表するよう努めること。
- 7 本法が対象としていない平成10年6月以降の不適正処分事案についても、措置命令の発出等による汚染者負担原則の貫徹を可能な限り図るよう都道府県等に求めること。

(参議院附帯決議は省略)